

(様式 1 別紙)

企業情報掲載サイト登録の申請に関する誓約書

- 1 本事業において移住支援金申請の可能性がある者を採用しようとするときは、早期退職に伴う支援金の返還制度について説明します。
- 2 移住支援金申請の可能性がある者を採用しようとするときは、移住先となる又は移住を希望する市町に速やかに事前相談を行うよう説明します。
- 3 移住支援金申請の可能性がある者を採用したときは、事前にその者の了承を得た上で、速やかに、移住先となる又は移住を希望する市町に、その者の氏名、住所、連絡先を連絡します。
- 4 移住支援金を受給した採用者が支援金申請日から1年以内に離職したときは、直ちに移住支援金給付市町に連絡します。
- 5 移住支援事業・マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び県内の市町から求められた場合には、それに応じます。
- 6 マッチング支援事業における移住支援金の対象法人に係る登録の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合、当該登録の取り消しに応じます。